

日時：平成15年8月7日（木）
場所：三田共用会議所国際会議室

食料・農業・農村政策審議会
第1回消費・安全分科会議事録

農 林 水 産 省

○消費・安全政策課長 おはようございます。ただいまから、食料・農業・農村政策審議会第1回消費・安全分科会を開催いたします。

私、農林水産省消費・安全局消費・安全政策課長の佐藤でございます。

今回は7月1日に新たに食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会が設置されてから初めての会合となりますので、会長が選出されるまでの間、私が司会進行を務めさせていただきます。

なお、本日の会議につきましては12時過ぎごろまでを予定しておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、まず最初にこの分科会の最初でございますので、委員の皆様方をあいうえお順にご紹介させていただきたいと思っております。

最初に安高委員でございます。

○安高委員 福岡の安高でございます。よろしく申し上げます。

○消費・安全政策課長 続きまして、安藤委員でございます。

○安藤委員 安藤です。よろしく申し上げます。

○消費・安全政策課長 続きまして、伊藤潤子委員でございます。

○伊藤委員 伊藤でございます。よろしく申し上げます。

○消費・安全政策課長 伊東佑文委員でございます。
○伊東委員 伊東でございます。よろしくお願いいたします。
○消費・安全政策課長 大木委員でございます。
○大木委員 大木でございます。よろしくお願いいたします。
○消費・安全政策課長 柏崎委員でございます。
○柏崎委員 柏崎です。よろしくお願いいたします。
○消費・安全政策課長 神田委員でございます。
○神田委員 よろしくお願いいたします。
○消費・安全政策課長 幸島委員でございます。
○幸島委員 幸島でございます。よろしくお願いいたします。
○消費・安全政策課長 田嶋委員でございます。
○田嶋委員 田嶋でございます。よろしくお願いいたします。
○消費・安全政策課長 中村委員でございます。
○中村委員 中村です。
○消費・安全政策課長 新山委員でございます。
○新山委員 新山でございます。よろしくお願いいたします。
○消費・安全政策課長 山本委員でございます。
○山本委員 山本です。よろしくお願いいたします。
○消費・安全政策課長 なお、本日はご都合によりご欠席となっておりますが、佐野委員及び塩越委員にも委員をお願いしておりますところでございます。本日は亀井農林水産大臣も本分科会に出席したいという意向でございましたが、他の公務の都合でやむを得ず欠席となっております。大臣のあいさつを渡辺大臣政務官が預かっておりますので、代読させていただきます。

それでは政務官、よろしくお願いいたします。

○渡辺大臣政務官 おはようございます。新しい分科会の設立がされまして、これから皆様方より貴重なご意見、ご助言を賜りますこととなりますが、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

本日、大臣がごあいさつを申し上げる予定でございましたが、公務多忙のため残念ながら出席がかなわなくなってしまいました。私が大臣より皆様へのごあいさつの言葉をお預かりしてまいりましたので、代読をさせていただきます。

食料・農業・農村政策審議会第1回消費・安全分科会、農林水産大臣あいさつ。

食料・農業・農村政策審議会第1回消費・安全分科会を開催するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。委員の皆様におかれましては、日ごろから農林水産行政の推進にご支援、ご協力を賜り、また、ご多忙中にもかかわらず本分科会委員へのご就任を快くお引き受けいただき、心から御礼を申し上げます。

さて、政府は、国民の健康保護を最優先とした食品安全行政を確立するため、食品安全行政にリスク分析手法を導入することとし、食品安全基本法を制定して基本理念を定めるとともに、7月1日に内閣府に食品安全委員会を設置したところであります。

こうした中、農林水産省としても、リスク管理のための施策や組織を総合的に見直し、食品安全関連法律を改正するとともに、本省に産業振興部門から独立して食品分野における消費者行政とリスク管理を一元的に担う消費・安全局を設置し、地方においても、現場における食品のリスク管理業務を担う地方農政事務所を設置する等リスク管理体制の整備を行い、7月1日から新しい組織に生まれ変わったところであります。

また、6月には農林水産省における食品安全行政の基本的枠組みについて、「食の安全・安心のための政策大綱」を取りまとめたところであり、今後、この大綱に沿って、農場から食卓に至る各段階での食の安全・安心の確保にしっかりと取り組んでいくこととしております。

こうした食品安全行政の見直しに対応して新たに設置されました食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会においては、食料の消費の改善及び安全性の確保に関する施策や、家畜伝染病予防法に基づく家畜の飼養衛生管理基準、特定家畜伝染病防疫指針等について審議していただくこととしております。

各委員におかれましては、国民の健康の保護を最優先とした食品の安全性の確保に向け、各般の施策が効果的に推進されることとなりますよう、大所高所から忌憚のないご助言、ご意見を賜りますことをお願い申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。

平成15年8月7日、農林水産大臣亀井善之、代読。

以上でございます。これからもさまざまな課題に関しまして、皆様からご助言、ご意見を賜りますこととなりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○消費・安全政策課長 どうもありがとうございました。渡辺政務官におかれましては、別途公務がございますのでここで退席とさせていただきます。

また、冒頭のカメラ撮りはここまでとさせていただきます。ご退席をお願いいたします。

○渡辺大臣政務官 それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○消費・安全政策課長 それでは、本日は第1回の分科会でございますので、まず、分科会長の選出につきましてお諮りする必要がございます。まことに恐縮でございますが、お手元に数多くの資料が行き渡っているかと思っておりますが、その中に参考資料ということで、食料・農業・農村政策審議会関係法令集というものがございます。この法令集の7ページをお開きいただきたいと思っております。

7ページの2行目に第6条第3項ということで、「分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。」ということでありまして、当分科会の分科会長の選出は本分科会に所属していただいております4人の委員の方々の互選によりまして選出いただくこととなっております。

本日は、本分科会所属委員全員、安高委員、大木委員、田嶋委員、山本委員のご出席ですが、いかが取り計らいましょうか。

○大木委員 山本委員に会長をお願いしたらいかがかと思っております。山本委員

は民法、消費者法をご専門としていらっしゃるしまして、幅広いご経験とそれから高いご見識をお持ちでいらっしゃいますので、これまでも消費経済審議会委員をお務めになっておられますので、ご適任ではないかと思いますが、皆様、いかがでございましょうか。

(拍手多数)

○消費・安全政策課長 ありがとうございます。今、大木委員から山本委員に分科会長をお願いしてはどうかとのご提案がございましたが、満場の拍手をいただきましたので、山本委員に分科会長の方をお受けいただければというふうに思っております。

それでは、山本委員、分科会長席にお移りいただきまして議事の進行方、よろしく願いいたします。

なお、事務的な話でございしますが、マイクの使い方でございますが、発言なさるときにお手元でございますマイクのところにグリーンスイッチがございますので、これを押していただきまして、ご発言が終わりましたらこのスイッチを消していただくということをお願いいたします。

それでは、ここで分科会長からごあいさつをいただきたいと思っております。なお、これからは山本分科会長に議事をお進めいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○山本分科会長 ただいま分科会長に選任されました山本と申します。よろしく願いいたします。

先ほど政務官が大臣からのごあいさつ状を代読されましたけれども、食料・食品というのは人間が生きていく上で一番大切なものだろうというふうに思います。その安全をいかに確保していくか。食品の安全に対する消費者の信頼、安心をどのように得ていくかということは、これからの消費者政策において最も重要な課題の一つと言えるのではないかとこのように思っております。

政府部内におきましても、各省庁の役割の分担、あるいは連携を再構築して新たに食品安全行政をスタートするというところでございますので、その中におきまして、農林水産省の中に置かれたこの分科会がよい役割を果たすことができるように審議の円滑な進行に努めてまいりたいと思っておりますので、委員の皆様もひとつよろしくご協力のほどお願いいたします。

それでは、まず議事に入ります前に定足数の確認ということでございますが、本日の委員及び臨時委員の出席状況につきましては、冒頭委員紹介の際にご説明がありましたように14名中12名が出席でありまして、食料・農業・農村政策審議会令第9条第1項及び第3項の規定によりまして、本分科会が成立しておりますことをつけ加えておきたいと思っております。

議事に入ります前に事務局より農林水産省及び厚生労働省からの出席者をご紹介願いたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○消費・安全政策課長 それでは、農林水産省側の出席者をご紹介いたしたいと思っております。

分科会長のお隣におりますのが、中川消費・安全局長でございます。

私の隣におりますのが、岡島消費・安全局審議官。
中川局長の左隣におります齋藤消費・安全局参事官でございます。
その隣が柄澤表示・規格課長でございます。
今度は右の方にいきまして、細田農産安全管理課長でございます。
栗本衛生管理課長でございます。
福田植物防疫課長でございます。
姫田消費者情報官でございます。
以上が農水省側の出席者でございます。

○山本分科会長 ありがとうございます。

続いて、厚生労働省側からもよろしく願いいたします。

○食品安全部企画情報課長 厚生労働省食品安全部企画情報課長の吉岡でございます。よろしくお願ひします。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、続きましては、分科会長代理につきましてお諮りしたいと思います。これにつきましては、先ほどの法令集の中にございますけれども、食料・農業・農村政策審議会令第6条第5項というのがございまして、分科会長が分科会長代理をあらかじめ指名させていただくことになっております。私といたしましては、この分野に高いご見識をお持ちの柏崎委員に分科会長代理をお願いしたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

(拍手多数)

○山本分科会長 ありがとうございました。承認されたものとして取り扱わせていただきます。

柏崎委員には、ぜひ分科会長代理をよろしく願いいたします。

それでは、今回は最初の分科会でございますので、まず本分科会の議事の取扱い、進め方等について確認をさせていただきたいと思ひます。

それでは、議事規則につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○消費・安全政策課長 それでは、お手元にお配りしております先ほどご覧いただきました参考資料の食料・農業・農村政策審議会関係法令集の9ページをお開きいただきたいと思ひます。

9ページには食料・農業・農村政策審議会議事規則というものがございますので、このポイントを説明させていただきます。まず、食料・農業・農村政策審議会議事規則の第3条第2項に基づきまして、食料・農業・農村政策審議会の会議というものは公開となっております。ただし、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、または、特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができることとなっております。

また、同規則の第4条に基づきまして、同審議会の議事録は一般の閲覧に供するものとされています。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供するものとするところとなっております。

こうした議事規則につきましては、同規則第8条に、分科会及び部会への

準用規定が置かれておりますので、会長とあるのはそれぞれ分科会長、または部会長と読み替えて分科会及び部会に適用されることとなっております。

なお、議事録につきましては、発言いただきました委員に後ほど確認の上、一般の閲覧に供することとしたいと思っております。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして何かご質問等ございますでしょうか。

特にございませんようですので、このような運営をいたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議事次第の8番目になりますけれども、家畜衛生部会の設置についてお諮りしたいと思います。これにつきましても事務局から資料説明をお願いします。

○衛生管理課長 それでは、私の方から説明させていただきます。座ったままで失礼させていただきます。

お手元の資料2についてでございます。資料2の参考として添付させていただいておりますが、このたびの家畜伝染病予防法の改正によりまして、家畜の飼養衛生管理基準の作成等に当たっては、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くこととされております。

次に、先ほどもごらんいただきましたが、参考資料の食料・農業・農村政策審議会関係法令集の7ページをごらんいただきたいと思っております。そのページの中ほどでございますが、分科会には食料・農業・農村政策審議会令第7条第1項の規定に基づきまして、部会を置くことができることとされております。

消費・安全分科会の所掌事務のうち家畜衛生に係る分野は非常に専門性が高い分野でございますので、これを担当する部会として家畜衛生部会の設置をご提案させていただくものでございます。

また、家畜衛生部会の設置とあわせまして、審議会令第7条第6項の規定に基づきまして、家畜衛生部会の議決をもって分科会の議決とする旨の案をご用意させていただきました。

それでは、案を読み上げさせていただきます。資料2でございます。

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会における家畜衛生部会の設置について（案）

第1条 食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会（以下「分科会」という。）に、家畜衛生部会を置く。

第2条 家畜衛生部会の所掌事務は、分科会の所掌事務のうち、次に掲げるものとする。

第1号 食料の消費の改善及び安全性の確保に関する施策のうち家畜衛生に係るものを調査審議すること。

第2号 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定により食料・農業・農村政策審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

第3条 家畜衛生部会の議決は、分科会の議決とみなす。ただし、家畜衛生部会の議決に関し他の分科会若しくは部会との調整を要するとき又は家畜衛生部会の議決が食料の消費の改善及び安全性の確保に関する施策に係る重

要なもので分科会において審議すべきものであるときは、この限りでない。

第2項 分科会長は家畜衛生部会の議決が前項ただし書の場合に該当すると認めるときは、その旨を家畜衛生部会長に通知するものとする。

第3項 分科会長は、前項の通知をしようとするときは、家畜衛生部会長の意見を聴かなければならない。

以上でございます。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの提案につきましてご意見のある方はご発言をお願いいたします。

ご質問でも結構ですが。どうぞ。

○神田委員 第3条で、家畜衛生部会の議決は分科会の議決とみなすと。ただし、重要なものというのがあります。そういう場合、その重要なものかどうかというふうに判断するのは分科会長が判断するという趣旨ですよね。分科会長が判断をするのというふうに受け止めてよろしいのですか。重要なのか、どうなのかという判断は。

○山本分科会長 その点は、もしそういう場合どういう手続になるのか、ご説明いただけますか。

○衛生管理課長 先ほどご説明をさせていただきましたが、分科会長が決定をするということになります。

○消費・安全局長 これは、食料・農業・農村政策審議会の他の各分科会、それから分科会のもとに設置される部会の関係が、こういう形で規定をされており、それにならったものでございます。それで、現実問題としましては、規則といいますかこのルールはこうでありますけれども、現実問題は、分科会長とそれから部会長に選任された方がよくそこはご相談になって現実には運営されるものというふうに思っております。

○山本分科会長 神田委員、よろしゅうございますでしょうか。

○神田委員 わかりました。

○山本分科会長 ほかにご質問、ご意見はございますでしょうか。

それでは、食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会における家畜衛生部会の設置につきましては、この案にご賛同ということでもよろしゅうございますでしょうか。

(拍手多数)

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、資料2の案のとおり家畜衛生部会を設置し、同部会に家畜衛生に関する権限を委任することといたします。

なお、家畜衛生部会に所属していただく委員につきましては、分科会長が指名することとされておりまして、これにつきまして、私といたしましては、大木委員と田嶋委員にお願いしたいと思っておりますが、各委員、お引き受けいただけますでしょうか。

それでは、よろしく願いいたします。

また、同部会に属する臨時委員及び専門委員の指名につきましては、追加任命が予定されているとのことですので、それを待ってということでの個

別のメンバーの選定等につきましてはご一任いただければありがたいと思いますが、そういう扱いでよろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございます。

続きまして、議事次第の9にまいりたいと思います。本分科会で取り扱われる分野の現状や課題等につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。予定されている議事も多数ございますので、簡潔にお願いいたします。

○消費・安全政策課長 それでは、本分科会で取り扱われる分野の現状や課題等につきまして、お手元の資料に沿いまして手短かに説明させていただきます。

まず、本日は参考資料といたしまして、資料3というものが配られておりました、7月1日からの農林水産省の組織の改革に関するパンフレットと、その後ろにクリップでございますが、食品安全基本法の概要をお配りしております。

それと、資料4-1ということで「食の安全・安心のための政策大綱」、それと、続きまして、資料の4-2ということで4枚紙で「食の安全・安心施策の推進のための工程表」をお配りしております。資料5で「食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼について」という資料。資料6の「農畜水産物の安全確保のための法律改正の概要等について」。そして、資料7で「家畜衛生をめぐる情勢」をお配りしております。

私の方から資料3、資料4、そして資料5を説明させていただきまして、資料6及び資料7につきましては、参考までにご参照いただければというふうに思っております。

それでは、まず最初に資料3をご覧くださいと思います。資料3で「新たな農林水産行政の確立に向けて」というパンフレットがございますが、このパンフレットをご覧ください前はこのクリップ留めで1枚紙で「食品安全基本法の概要」という1枚紙がございますので、これをお開きいただきたいと思います。

この食品安全基本法につきましては、先ほど渡辺政務官からもお話がございましたが、このたびの通常国会におきましてできあがった法律でございます。食品をめぐる一連の事件にかんがみ国民の食に対する信頼を回復するということから、第1条でございますように、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とし、基本理念といたしましてはその下にございますように、まずは国民の健康の保護が最も重要だという基本認識に立つということと、それと②番でございますように、食品の供給行程の各段階ということで、食品の生産から販売、流通といった各段階において食品の安全性の確保のために必要な措置を適切に講じること。そして、③番で国際的動向等に配慮しつつ、その科学的知見に基づいて、食品の安全性の確保のために必要な措置が講じられる。

こういった基本理念のもとにこの法律ができあがっております。具体的にはその下の方にございますが、施策の策定に係る基本的な方針ということで、下側の方に書いてございますが、その一番左側にございますが①といた

しまして、食品健康影響評価の実施ということで、これをリスク評価と呼んでおりました、食品のリスクを評価いたしまして、この評価に基づきまして、②番でございますが、国民の食生活の状況等考慮するとともに、食品健康影響評価結果に基づいたリスクを回避するための抑制するための施策をその実施していくということと、③番でございますが、こういったリスクに関する情報の提供、意見を述べる機会の付与、その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進、いわゆるリスクコミュニケーションと呼ばれておりますが、こういった3つの方針のもとに進めていくといったようなことが、この基本法にうたわれております。

この安全基本法の一番の目玉となりますものが、一番右側でございますが、食品安全委員会の設置でございます。この所掌事務につきましては後で説明いたしますが、厚生労働大臣、農林水産大臣の諮問に応じまして、あるいは自ら委員会が食品の健康の影響評価を実施してリスク評価をするということになっておりました、この評価に基づきまして私ども農林水産省、あるいは厚生労働省がいろんなリスク対策を実施していくという方向性となっております。7月1日から7人の委員の方から構成されまして動き出しているところでございます。

以上、こうしたような新しい国の食品安全に関する大きな枠組みができあがったことに伴いまして、資料3のパンフレットを開いていただきたいのですが、農林水産省におきましても7月1日にこの表紙でございますが、新たな農林水産行政の確立に向けてということで、消費者を重視した食品安全行政の展開というようなことで組織改正が行われたところでございます。具体的なものは、このパンフレットを開いていただきますと、今回の組織改革のポイント、そして新旧組織の比較図というようなことでここに大きな字で書かれているわけでございますが、新旧組織の比較図の方をごらんいただきたいと思っております。これまでの農林水産省というのが左側でございます、大臣官房、総合食料局、食糧庁、生産局といったような陣立てになっておったわけですが、今回、こういった食品安全委員会ができたというようなことも踏まえまして、右側でございますが、これからの農林水産省ということで、従来この左側の方に紫色にございました食糧庁、これを廃止いたしまして、右側でございますが消費・安全局ということでオレンジ色にございますが消費・安全局というものを設立いたしまして、ここで農林水産省としてのリスク管理を行っていくということになったところでございます。

それとあわせまして、その下の方でございますが、地方農政局という組織がございます。これは、各7つのブロックにあるわけでございますが、この中におきましてもオレンジ色でございますが、消費・安全部ということでこの消費・安全局の地方支分局の出先ということで消費・安全部ができたところでございます。

さらに、その下の各都道府県の県庁所在地に従来食糧事務所といったものがあつたわけでございますが、これを再編いたしまして右側の黄色になっておりますが、地方農政事務所に改め、消費・安全部と食料部からなります地方農政事務所を置くことといたしました。

こうしたことによりまして、本省、出先につきまして、こうした消費・安全のための組織を新しく構築していくということで7月1日から発足したところでございます。

続きまして、こうした組織が新しくできたわけでございますが、この組織の依るべき指針といたしまして、お手元でございますが資料の4-1を開いていただきたいと思います。資料の4-1に『食の安全・安心のための政策大綱』ということで、今後、この局の取り組んでいくべき方向といったものを示すものとして、本年6月20日に制定したものです。結構分厚うございますので、逐一のご説明は省略したいと思います。ポイントは12ページを開いていただきたいと思います。12ページに『食の安全・安心のための政策大綱の概要』が書かれております。この、まず最初にこの大綱のねらいでございますが、先ほど申し上げましたように、農林水産省が国民の健康の保護を最優先とした政府全体の新しい食品安全行政に的確に対応するための指針というような位置づけにしております。その中で消費者の視点に立った安全・安心な食料の安定供給、あるいは、政策づくりへの国民の参画の重要性について、職員をはじめとする意識改革を徹底していくということで、この大綱がつくられたところでございます。

基本的な考え方といたしましては、この2つ目の四角の中のさらに二重に囲ってあるところでございまして、関係者の意見を反映した施策づくり、そして、生産から消費までを考えた総合的な施策づくりと確実な実施、そして、生産者・事業者による安全・安心な食品供給の促進と的確な危機管理というような基本的な考え方のもとに構築しております。その具体的な展開方向といたしましては、下の四角にございますが、まずは新たな食品安全行政に対応するための体制の見直し強化ということで、私、先ほど申し上げましたような局、あるいは地方支分局の再編、あるいは今後、厚生労働省等の関係行政機関との密接な連携強化、あるいはここにございますようにリスク管理体制の強化なり消費者の皆さん方との意見の反映等を行う、そういうリスクコミュニケーションの推進、こういったようなことが施策の展開方向の一つとして挙げられているところでございます。

また、2つ目といたしましては、後でもご説明いたしますが、今回食品の安全に関する法律で、農薬でありますとか肥料の法律、そういったものを一連のものを改正しております。今まではこの食品の最終段階でのチェックといったものに重点を当てたわけでございますが、産地段階、生産段階からリスク管理を行うということで、産地段階から消費段階にわたるリスク管理の確実な実施といったようなことがこの2つ目の施策の展開方向としてうたわれており、産地、あるいは事業者の自主的なリスク管理の取組の支援でありますとか、農薬、あるいは肥料、こういった農業資材に関する制度の見直しと適正使用の推進といったようなことがここに書かれているところでございます。

それともう1つが、消費者の安心・信頼の確保ということで、一番最初の丸にございますように、厚生労働省と一体となった表示制度の運営なり監視機能の強化、あるいは2つ目の丸にございますように関係者の理解の促進を

通じましたトレーサビリティシステムの導入ということで、いわゆる農産物の生産履歴がわかる、そういったシステムの導入・普及を推進するということ。それと3つ目の丸にございますように「食を考える月間」の設定、あるいは地域や家庭、学校での食育の積極的な推進と、こういったようなこと。よく現在、新聞で出ておりますが、地元でつくられたものを地元で食べていくという、いわゆる地産地消、あるいは直売所や何かでも出てきておりますが消費者と産地の顔の見える関係づくりの推進、こういったようなことが消費者の安心・信頼の確保につながるということで、こういったような施策を展開していくといったようなことが3つ目にうたわれていることとございます。

あとは、食品の安全・安心を確保するための環境保全の取組ということで、1つ目の丸にございますが、環境省と連携した農地や漁場などの土壌・水質等に関するモニタリング。あるいはリサイクルの推進、有害物質の発生、排出低減の国民の理解促進、こういったような取組を行うとともに、一番下にございますが研究の充実ということでリスクの低減技術の開発、こういったような研究を強化していくといったようなことがこの大綱でうたわれているところでございます。

この大綱につきましては、詳細については詳しく申し上げませんが、こうした大綱に沿いまして具体的にいつから始めていつごろまでやるんだといったようなことを、私ども明らかにしていく必要があるということで、恐縮でございますが資料の4-2ということで4ページにわたります横長の資料がございます。「食の安全・安心施策の推進のための工程表」ということで、ここに何月までにこういうことをやって、何月までに結論を出すといったようなことで、先ほど私申し上げましたこの『食の安全・安心のための施策大綱』の項目に沿いましてこの7月1日から立ち上がりました局の今後の工程表ということで、当面この1年の工程表をあらわしたものがこの資料でございます。

まず最初に1ページでございますが、先ほどありましたように食品安全委員会なり、本分科会でございますが、体制の見直し関連ということでここに出ております。食品の安全委員会につきましては7月に発足し、私どもと食品安全委員会、あるいは厚生労働省等と定期的に事務的な連絡会議等を設置いたしまして、8月からの欄でございますが食品安全委員会に、後で申し上げますが、先ほど申し上げました食品の安全法の中でこういった農薬なりあるいは動物医薬品について承認するに当たっては安全委員会の意見を聴くということになっておりまして、こういった法律に定められた事項、あるいは農林水産大臣が必要に応じて聴くこともできる仕組みになっております。こういったものにつきまして順次この安全委員会の方に意見を聴くということになっております。後で申し上げますが、本日2時から開催されます食品安全委員会に幾つかの法定事項について案件をかけるという段取りになっているところでございます。

11月以降は、これは食料安全委員会の方との関係でございますが、基本法に基づきます様々な緊急事態等への対応のための基本的事項、こういったも

のを決定していくようなスケジュールとなっているところでございます。

それと下の欄でございますが、食料・農業・農村政策審議会でございますが、先ほどご了承いただきました消費・安全分科会等を運営していくということで、8月に第1回本分科会を開催いたしまして、この分科会の中に先ほどありました部会を設けまして2ポツ目でございますように家畜の飼養衛生管理基準というようなことで、家畜を衛生的に飼っていくための基準。あるいは、この特定家畜伝染病防疫指針ということで、家畜のかなり影響の大きいような口蹄疫とかいわれるようなそういったような病気が発生した場合の防疫指針等をつくるということで審議を開始していただき、これにつきましては12月を目途に管理基準をつくりまして公表していくということで、また、当分科会にもご報告いただくというような運びで考えているところでございます。

以上が体制の見直し関連でございますが、続きまして下の方にございますが、農畜産物・食品の安全性確保の強化のための取組でございます。先ほど申し上げましたように、まずはその生産資材の適正な現場での使用の推進とその取締等の徹底ということでございまして、3つの欄でございますように農薬、肥料、えさ等に関しまして今回法律改正され、生産者はこれを決められた基準に従って使用することが義務づけられました。この基準を守らせるために3年以下の懲役でありますとか100万円以下の罰金といった刑事罰までが付加されるような状況になっておりまして、こういったものを適正に指導していくということで独立行政法人というものがございまして、農薬検査所、あるいは独立行政法人の肥飼料検査所、こういったところが立入検査等をいたしまして、順次こういったものの取り締まりを図っていくというのが1つでございます。

それと、その下の方にございますが、先ほど申し上げました食糧事務所というものが地方農政事務所に変わりましたがこの職員を活用しまして、農薬等の適正使用のための指導、あるいは立入検査というものを行っていくわけでございます。こうした地方農政事務所用のマニュアルの作成をいたしまして11月ごろからはこのマニュアルに沿いまして適正使用の指導を行っていくというふうな運びといたしているところでございます。

それと、生産資材の適正な使用の推進と取締等の徹底の2つ目の欄でございますが、ここに専門的に書いてございますが、特定防除資材、特定普通肥料、抗菌性飼料添加物というようなことで専門的なものが書いてございますが、この指定の見直しでございます。この特定防除資材というのは、例のお酢のようにこれが植物の病害虫の防除や何かに非常に貢献するわけでございますが、必ずしもこれは人間の健康に害をもたらすものではございませんが、こういった一定の安全性の明らかなようなものについて、これは特定防除資材と呼んでおりますが、こうしたもの、あるいは特定普通肥料ということで、これはいわゆる汚泥からできます肥料、こういったものや、抗菌性飼料添加物ということで家畜の成長を促進させるために抗生物質がえさの中に添加されるわけでございますが、消化を促進するというような観点での添加物でございますが、こういったものの指定なり見直しにつきましては、いず

れにしましても人の健康にはたして影響しないのかどうかといったようなことが問題になります。逐次これにつきましてはこの※印がついておりますが、食品安全委員会に諮問することになっております。このため、現在、この関係の申請が業者の中から上がってきておりまして、この指定や何かのためのデータ収集等を行っております、このデータ収集が整い次第、11月以降安全委員に諮問いたしまして指定等を順次行っていくというようなことを考えているところでございます。

同じように、その下の欄にございますが、養殖の水産動物のえさの規格等をつくるときもそうでありまして、下の動物医薬品の使用基準ということで、牛や豚に使用します医薬品につきましては、これが残留しまして人間の健康に影響をもたらすというようなことで、この右側の方の欄にございますように食品衛生法に基づき、今度はこの動物の医薬品につきましても残留基準等が作成されることになりまして、この作業の厚生労働省への協力といったことを7月以降開始したところでございます。この厚生労働省の残留基準ができますと、今度は私どもの方で動物医薬品の生産者に対する使用基準といったものをつくる必要が出てきます。8月以降はこの使用基準作成のためのデータ収集を行い、11月過ぎ以降には使用基準といったものを策定・公表していくというようなペースで、今、準備をしているところでございます。

そして、この食品安全委員会との関係につきましては、別添の資料5を少しご覧いただきたいと思っております。先ほど申し上げました法定事項につきましては、食品安全委員会に諮問することが義務づけられておりまして、本日開かれます食品安全委員会に、8月5日付のプレスリリースの紙の1番にございますが、動物医薬品の承認につきまして2つの品目、そしてまた(2)番にございますが、飼料添加物の基準・規格の改正につきまして1つのもを、これを食品安全委員会に意見を聴くこととしたところでございます。具体的なものは次のページをごらんいただきたいのですが、別紙1ということで、動物用医薬品(2品目)の承認ということで、エトキサゾールという牛に寄生いたしますダニの孵化等を阻害したり、幼いダニの脱皮を阻害しましてこのダニの駆除を行う薬でございますが、これについての人間への健康への影響、こういったものが問題ないというようなデータ、こういったものがそろってきたものですから5日付で安全委員会に諮問することとしたところでございます。

それと、2番でございますがリボフラビンということで、ビタミンB₂でございますが、これにつきましては牛や豚に与える飼料添加物でございますが、これにつきましてはビタミンB₂の生成菌等の新しいものができましたものですから、これについても人間への影響がないというようなことが立証できるようなデータがそろいましたので、5日付で安全委員会の方にお諮りするというような運びとなったところでございまして、本日2時から開催されます食品安全委員会にこれについての必要なデータ等揃えまして、今日ご説明するようになった次第でございます。

恐縮でございますが、また資料の4-2にお戻りいただきたいと思っております。こうした生産資材以外に今度は下の方にございますが、産地におけるリ

スク管理の推進といったものがございます。具体的には2つ目の欄にございますが、カドミウムでありますとか鉛、水銀、かび毒、こういったようないろんな有害物質があるわけでございますが、こういったものを把握するためのモニタリング調査をするということでございまして、具体的には消費技術センターにおいてサンプリングを実施していくということでございます。

それと、産地におけるカドミウムのリスク管理の推進ということで、カドミウムを吸収抑制するための対策、あるいは植物がカドミウムをどのくらい吸収するかといったような浄化試験、こういったものを実施することとしていくところでございます。

続きまして、2ページ目でございますが、食品の製造・加工、流通における取組の促進ということで、消費者モニターの活用によりまして意識調査等を図っていくということ。そして、食品事業者の安全に対する取組や何かを情報収集しまして、これをホームページ等で公表していくことと、今、一番話題となっております法令順守ということで企業のコンプライアンスの確立でございます。こういったものを積極的に我々としても把握し、1月以降は内部通報への対応マニュアルを作成していくというようなことを考えているところでございます。それと、2つ目の欄にございますが輸入食品の安全性の確保ということで、在外公館、こういったところを通じまして国際情報の収集を行うということ、それと輸入野菜等につきましては第1四半期ごとモニタリングを行い、こういったものを公表いたしまして違反事例がございましたら厚生労働省に情報提供することとなっております。

それと、消費者が不安を感じる有害物質の管理強化ということでリスク管理の推進方針を策定するというようなことが課題となってきておりますが、これにつきましては、現在カドミウムでありますとかダイオキシンにつきましては農林水産省内に横断的な検討チームがございまして、こういったいろんな有害物質にかんがみ、消費者団体との意見交換を通じまして、こうしたチームをもう1回再編成、あるいは拡充するといったようなことを現在検討しているところでございます。

また、国際機関の活動への参画ということで、コーデックスというものがございまして、これはWHOあるいはFAOの機関としてつくられたものでございますが、これが右側の方にございますように11月以降、様々な部会が開催されます。これに伴いまして消費者あるいは産業界の皆さん、あるいは学識経験者を集めまして連絡協議会を開催いたしまして、いろいろと意見交換を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

あと、人畜共通感染症、家畜関係のものが書かれておりますが、先ほど申し上げましたような家畜衛生部会等で審議をしていただきまして11月目途に基準を公表していくということでございます。

それと、BSEでいろいろ話題になりましたが、死亡牛につきまして全頭検査をするということになっているわけですが、現在36県でやっておりますが、16年4月からは完全に実施するというようなことで、今、体制の整備を急いでいるところでございます。

3ページでございます。一番最初の欄にございますがBSEの感染経路の

究明ということで中段にございますが検討チームが今ございますが、その中で原因究明のための報告書の取りまとめを行っていきたいというふうに考えているところでございます。

あとは、人畜共通感染症の欄でございますが、家伝法に基づく届出だとか、検査によって発生状況を監視するとともに厚生労働省が対応いたしまして連携いたしましてウエストナイルウイルスといったような人畜共通感染症のサーベランスを実施していくというようなことを考えているところでございます。

あと、表示やトレーサビリティでございますが、表示につきましては食品ウオッチャーと表示ウオッチャーというようなことで2,500人のウオッチャーがございまして、こうした方々による監視を行いますとともに、行政といたしましても2つ目の欄にございますように7月22日からはウナギの加工品につきましては特別の調査を開始しております。こうしたような地方農政事務所を活用しました表示の特別調査、こういったものを順次行うことにいたしまして表示の監視の徹底を図るということと、表示ルールの改善ということで、今まで厚生労働省とそれぞれ別々であったものを、今回、厚生労働省と共同の会議を開催いたしまして食品表示に関する基準の全般的な調査審議を行っているところでございます。

また、生産情報公表JASということで、いわゆるトレーサビリティ、生産履歴情報JASをこれもつくるということで、11月以降JAS規格の施行に向けまして現在その作業を開始したところでございます。

それと、トレーサビリティシステムの開発ということで、食品全般につきましてトレーサビリティに関する消費者の要望あるいは事業者の要望がございまして、積極的に推進するというところで地方フォーラムといったものを開催していくこととなっております。

それと、牛肉につきましては一番右側にございますが、生産段階で耳標をつけることが義務づけられておりまして、これによりまして12月1日からトレーサビリティ法が施行されるというような段取りになっているところでございます。

あとは、リスクコミュニケーションの推進ということで何回行っているわけでございますが、ポイントは真ん中にございます一番下にございますように、これからは残留農薬でございますとか個別テーマごとに関係者の皆さん方とのリスクコミュニケーションを開始していくというような運びになっているところでございます。

続きまして、食育でございます。食育につきましては、一番下にございますが、種々取組を図っているところでございますが、いわゆる食育推進ボランティアさんをお願いいたしまして地域や学校での食に関する啓発活動を推進していきたいなというふうに考えているところでございます。産地と消費者の信頼を深めるための取組の推進ということで、いろんな現場の方々に集まっただけで産地と消費者の信頼を深めるための方策等について3月に取りまとめたいと考えているところでございます。

植物防疫についてはここに書いてあるとおりでございます。

最後に、危機管理でございますが、8月以降危機管理チームを、これを省内に発足させまして危機管理マニュアルの暫定版を策定していくというような運びとなっているところでございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

次に、関連する分野といたしまして、厚生労働省側から資料8に基づきましてご説明をお願いいたします。先ほどと同じですが、委員の発言の時間を十分確保したいと思っておりますので、簡潔をお願いいたします。

○食品安全部企画情報課長 それでは、厚生労働省関係の食品安全行政について、お手元のカラー刷りの資料の8に基づきましてポイントのみご説明申し上げたいと思っております。

今回、先ほどもご説明ありました食品安全委員会の設置とあわせまして、従来、厚生労働省が行ってきておりました食の安全行政の根拠法という意味で、食品衛生法という法律がございましたが、今般、一連の食の安全への不安の高まり等に応じまして昭和22年の制定以来の抜本改正を行いました。

資料の8のカラー刷りの表紙をあけていただきまして1ページをごらんいただきたいと思っております。そこに今回の食品衛生法と一部健康増進法の改正が、5月の末に公布されまして、これから3年にわたりまして順次、施行していくことにしております。

目的のところを書いてございますようにBSE問題、あるいは偽装表示問題、これらを契機とします食の安全に対する国民の不安や不信の高まりに対応いたしまして、食品の安全の確保のための施策の充実を通じまして、国民の健康の保護を図るということを明確にしたところでございます。

さらに、今回の食品衛生法の改正は、ほぼ法律の全般にわたるものでございますが、その際3つの視点を念頭に入れました。その3つを整理しておりますけれども、1つ目は、今申し上げました国民の健康の保護のための予防的観点に立ったより積極的な対応。2点目は、事業者によります自主検査と自主管理の促進、3つ目には、農林水産省との連携、いわゆる縦割り行政の批判もいろいろあったわけですが、農畜水産物の生産段階の規制との連携、これらを強化するというところでございます。

見直しの全体像といたしましては、その下に書いてございますのが、いわゆる法律の総論部分でございます。目的規定の見直し、あるいは国、自治体、さらには食品等事業者の責務の明確化、それから、大変重要な概念でございますが、国民等からの意見聴取、いわゆるリスクコミュニケーション。こういうものの規定を整備をした上で、さらに下に4つございますが、食品衛生法の体系といたしましては、まず国が食品についていろいろな基準をつくります。残留農薬の基準とか添加物の基準をつくります。その基準づくりのあり方の見直しということで、先ほども触れられましたが、例えば農薬につきましては、今後3年以内に基準づくりを進めまして3年後には残留基準のない農薬については事実上使用が難しくなる。そういうポジティブリストの導入を3年後の完成を目指して今進めております。

それから、2つ目のマル、これは消費者団体からつとにご要望も多かった

わけですけれども、既存添加物、いわゆる既存天然添加物につきまして、添加物指定制度の例外というふうになっておりましたが、今回の法律改正で改めまして、万が一健康影響があるものが発見された場合には将来に向かってこれを使用禁止するという措置を法律上とりました。

それから、次のマルですけれども、特殊な方法により摂取する食品等、いわゆる健康食品によります被害が、昨年中国産ダイエット食品等から発生いたしました。少しでも早い段階で予防措置、健康被害の防止ができますよう、こういうものにつきましては審議会の意見を聴いていくことにより早い段階で流通禁止等ができる、こういう措置を今回導入いたしました。

2つ目は、こうした規格基準に基づきます監視検査体制の強化ということで、法律事項につきましてはそこに書いておりますように、1つ目のマルは監視検査体制の整備ということでございます。昨年、中国の冷凍ホウレンソウ等の問題が非常にクローズアップされましたが、いわゆる命令検査、これは全ての輸入ロットにつきまして輸入検査を命ずることができますが、従来その都度政令の改正により対象範囲を指定しておりましたが、臨機の措置に対応するためにこの政令指定要件の廃止をいたしました。

また、次のポツに書いていますように、輸入食品の安全チェック、これは各検疫所で国が直轄でやっておりますが、年間の輸入食品の監視指導計画を、国が毎年まとめましてそれに従って実施をする。その計画の策定に当たりましては、事前に広く国民の意見を聴くという措置も導入しております。

同様に、次のポツですが、都道府県と自治体におきましても、それぞれの地域の食品衛生監視指導計画をつくっていただく。同様に、策定する前に地域住民の意見を聴き、計画が策定されればそれに従って結果を公表しながら進めていただくということでございます。

その他、指定検査機関等の活用等によりまして、全体的に輸入食品等の検査体制の強化を図ることといたしまして関係の法律の改正をしております。

次の大きなマルは、営業者自身によります食品の安全性確保への取組ということで、たとえばHACCP承認制度につきまして、従来厚生労働大臣が一旦指定しますと永続的にHACCPの表示等ができるということでございますが、承認企業によります事故等発生したことにかんがみまして、これに新たに更新制を導入する。当面3年ごとに期間をくりまして、その都度更新をしていただくという措置をとりました。

また、食品衛生管理者、これは食品の事故を起こしやすい業種につきましては営業者により管理者の任命をしていただきますけれども、こういった管理者の責務としまして営業者、すなわち社長さんに対しましてきちんと法令の遵守、あるいは食の安全の管理上の意見を言うていただく。また、それを聞いた営業者はこれをよく聞かなければいけないという規定を整備いたしました。

次の箱に移ります。実際に食中毒を完全に防ぐことはなかなか困難なわけでございます。万が一発生した場合にも、国等も含めまして十分な迅速な対応をするということで、特に大規模・広域の食中毒が発生した場合に、厚生労働大臣によります各都道府県知事等に対します調査権限、調査の指示権限

を法律上担保いたしました。あるいは、各都道府県の保健所長によります調査報告について、従来、医療機関からの報告を待つという規定がございましたが、それも待たずに事前に保健所長の権限で調査をしていただく。こういうことの規定も整備いたしました。さらに、将来の再発等の防止のために事業者等への罰則の強化、30年ぶりに罰金等の見直しをいたしましたし、昨年、農水省のJAS法の改正に伴いまして、特に企業によります表示義務違反につきましては最高1億円の罰金という規定が新設されましたが、それに準じまして食品衛生法上も今回法律の罰則の強化を図っております。

2ページ以降は、先ほど農水省からの説明と重複する部分がございますので、割愛させていただきますが、3ページに食品衛生行政の展開ということで、7月1日以降、食品安全委員会の設置に伴いまして、厚生労働省はリスク管理機関と位置づけられスタートしたわけですが、基本的には従来と行政の体系は変わりません。その下に書いてございますように、主たる部分は都道府県、保健所設置市、こういう自治体におきます保健所等中心とした行政で担保されております。また、地方厚生局という直轄機関でも県と国の間を連携することで活動いたします。

それから、先ほど言いましたように、輸入食品の監視指導につきましては、引き続き国の直轄業務により県、市を通じて水際の安全対策を実施していきます。その左の方に薄い茶色の矢印で2本の矢印がございますけれども、これは1つは厚生労働省から消費者に対しまして、いわゆるリスクコミュニケーションを行う。それから、各自治体の立場も同じくリスク管理機関ということで位置づけられておりまして、先ほど申し上げましたような食品衛生監視指導計画等につきまして住民から意見を聴取する。今回、法律自身に国及び自治体に対し、食品衛生法上の義務として、今回リスクコミュニケーションを位置づけたところでございます。

ちょっと駆け足でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。
○山本分科会長 どうも大変詳細な資料を簡潔にわかりやすくご説明いただきましてありがとうございました。

それでは、議事次第の10番目の審議事項といたしまして、本日は第1回目の分科会でございますので、広く食品安全行政全般につきましてフリートークという形でご意見を賜りたいと思います。

また、先ほどの事務局からの説明に対するご質問でも結構でございます。時間は12時をめぐりというお話もございましたが延びても構わないということでございますので、どうぞご自由にご発言をお願いしたいと思います。ご発言をご希望の方は挙手をお願いします。

○安高委員 私、先週の審議会の施策部会に出ました折に、委員さんの発言から、昨年BSEで大変牛肉が売れなくなったけれども売れるようになった。その背景はトレーサビリティではなく全頭検査だと。全頭検査によって信頼が回復されたのだと。トレーサビリティ自体は安全性を保障するものではないという意見が出ました。全くその通りだと思いましたがけれども、そのとき何も申し上げませんでしたけれども、農業現場からすると、トレーサビリティというのは非常に機能しております。

なぜかと申しますと、今、農家は、農薬の使用量、使用日を全部記録しなければならない。農家は、それによって、結局基準に合ったように書くためには基準に合ったように使用しなければならない。本末転倒ではございますけれども、が、逆にそういう意識が薄かったということが現実問題としてあったらと思います。しかし、全頭検査は単なる結果さえよければいいと、農家側から見るとそういう形になります。

しかし、トレーサビリティは一つ一つの入り口から農家自身がチェックをかけていくというわけですから、現場に対してはトレーサビリティは非常に有効に機能するものだと思います。そういう意味からして、トレーサビリティをもっとそういう意味から機能させるために、より合理的なものにしてほしい。

今、非常に改革が進んでいます。例えば1年前まではコマツナにかけていい農薬を残ったからといってミズナにかけてはだめなのです。野沢菜にかけてはだめですよという基準でした。例えば今はアブラナ科非結球野菜というくくりの中になってきております。それは、普通一般的に考えてその通りだと思うのです。だから、農家が理屈に合わないような規制がされたり、規制がされると、ルールそのものに対する農家の信頼感がなくなっていく。だから、きちっと農家が守れるような、合理的な農薬の基準にどんどん変えていってほしい。

天敵の問題なんかも、かなりまだ問題が残っているかもしれません。そういう意味でまだ随分改善はされておりますが、まだ改善されなければならないところはあると思いますので、農家が納得できる、信頼のできる規制にどんどん変えていっていただきたい。これはお願いでございます。

そして、続けてもう1つ質問をさせていただきたいのですが、米については減反しております。要するに生産からすると生産し過ぎてはいけませんよと。作りすぎないように。生産力に対してはマイナスに働くような減反ですね。生産調整をしております。ところが農薬というものが本来生産力を上げる、生産をプラスに働かせるものであるとするならば、事、米に関しては需給調整をしておりますから、そこに対して農薬を許可する、使っているですよという考え方ですね。政策としてはマイナスに引っ張っていているものに対して農薬が人体に対して基本的にマイナスなものであるとするならば、そのマイナスのものを使っているですよというふうにしていくという考え方は、どのように農水省はお考えでしょうかということでございます。

以上です。

○山本分科会長 2番目の点は質問ということですが、農水省の方からどなたかお答えになりますか。

○農産安全管理課長 お米の生産にマイナスの農薬をなぜかけるのか、減反の中だと、こういうお話だと思うのですが。

まず農薬は、今、先ほど来の法律改正も含めて適正に使用いただければ、基本的に食品として問題はないという形で手続き、その他、整理をされておりますので、基本的にかけることはマイナスであるというのも、そこまでの認識で今の法体系、あるいは管理体制がなっていると、実は思わない部分も

ございます。

また、お米を安定的に、やはり全体量は減らずにしても個別の経営としては安定的な収益、あるいは品質管理ということは必要になりますので、そのための資材としてやはり農薬、農家の方々も欠かせない資材だというふうに考えられているというふうに認識しております。

○山本分科会長 それでは消費・安全局長からのコメントをお願いいたします。

○消費・安全局長 少し補足をさせていただきます。

実は前職が食糧庁の次長でありまして、米政策改革に昨年従事をしておりましたので、申し上げます。今回の米政策改革の一番のポイントは、需要をきちっとつかんで需要に応じた生産をしていくということが大事ですということであります。その一つとして需要に応じた生産ですから、現在潜在的な生産力が相当需要量を上回っているというそういう現状をかんがみますと、生産調整をしていくということが大事ということなわけです。

その際に農薬の使用云々ということではありますが、需要の中には確かに農薬を全く使わないとか、あるいは通常の慣行的な生産に比べると相当少なくする。そういうお米について消費者の人がそれを欲しいというのも現にございますから、それは今回の生産調整のやり方としてそういった有機の生産、あるいは減農薬の生産によって単位面積当たりの収量が減っても、かつては生産調整の米をつくらぬ面積をずっと配分していましたけれども、今度はそうではなくて量でもって、ことしはどれだけつくりましょうということなので、むしろそういう生産現場での取組がしやすくなるはずだと、そういう形で仕組みも変えたわけでございます。

需給調整は大事だということはその通りでございます。その際に農薬はむしろ、今、課長の方から申し上げましたように、病害虫が出たときに大きく減収したりする、そういうところをコントロールするための手法というふうにもむしろ考えていただいて、やはり農薬の使用自体は必要なところでやっていかざるを得ないというふうに思っております。

そうでない需要がある、そこに対する対応というのは今回の仕組みでむしろ現場では対応しやすくなったのではないかというふうに思っております。

○山本分科会長 それでは、ほかの委員からもご意見、ご質問でございますでしょうか。

どうぞ、伊東委員。

○伊東委員 良い機会ですから質問させていただきたいと思うのですが、食品の安全を考えた場合、農薬は非常に重要なポイントになってくると思うのですがけれども、農薬の残留基準が、例えば野菜ですと品目によって全然違います。これは、消費量とか1回当たりどれくらい食べるとか、いろいろなことを検討した上で決められると聞いているので、それはそれで一つ論理的であると思います。

ただ、農薬を使う立場の人たちが、そういうことをお考えになって使っておられるのか。通常農薬は、どの野菜に使うときも同程度の濃度で使われるのではないかと思うんです。野菜ごとに農薬を使う時期が違うから、結果と

して収穫するときの残留量が違うのかもしれませんが、野菜によって残留基準が違うのであれば野菜の種類ごとの使用方法などを含めて細かく指導していかないと、残留基準をオーバーした野菜が市場に出回ることになるのではないのでしょうか。そういうことを非常に心配しているわけです。

今まで加工品には農薬の残留基準がありませんでしたけれども、今後のことを考えますと当然加工食品中の農薬も管理していかなければならないと考えています。そうしますと、先ほどもありましたけれども、原料段階での残留農薬がしっかりと管理できているものでないと、なかなか難しくなってくるんですね。きょうは農水省さん、厚生労働省さん、出席されていますので、農薬の残留基準が、どういう方法で決められているのを参考までに教えていただければと質問させていただきました。

○山本分科会長 それでは、ご質問いろいろおありだと思いますので、後でまとめてお答えいただくという形に今後はさせていただくということで、ほかの委員からもご意見、ご質問を最初に承りたいと思います。いかがでしょうか。

伊藤委員。

○伊藤委員 ただいまの残留農薬基準とも関連するのですが、一つ質問かたがた意見ということでございます。工程表の中の2ページのところにモニタリングで残留農薬に関してモニタリングをして違反があるという、こういう表現ですが、私は知識が十分でないのですが、このときの残留農薬についての違反という意味は、登録されていないものが使われていたと、こういう意味と理解してよろしいのでしょうかということです。

残留基準に違反しているということだったら、厚労省になるのかなと思ったり。そのことが第一点ですが。

その質問に基づいて、もしそうであるとすれば、ここで厚生労働省と情報提供するというふうにあるのですが、先ほど吉岡さんのご説明でもやはりモニタリングをして農薬の基準の違反があったときにはという表現があったのですが、こちらで登録のモニタリングをして、こちらで基準のあるものの検査をしてみると、モニタリングしてというのは、一般的に見ると随分効率としては悪いのではないかなというふうに私自身は思うのですが、そのあたりはどうなのでしょうかが第一点でございます。

それと、直接は関係ないのかもしれませんが、先ほど吉岡さんのご説明で1ページのところで、予防的観点というふうなご説明がありましたけれども、一つ私が危惧しておりますのは、消費者がいわゆる使う予防的観点というのと、それから厚労省で吉岡さんたちがお使いになるという予防的観点という言葉の多分中味というものは随分違うと思うのですね。これからはさまざまな話し合いをしていく上で、そういうすれ違いというのはとても不幸な論議を生むと思いますので、この中味は一体何なのかというのをはっきりさせた上で、これからは話し合いみたいなものが行われる方が望ましいのかなと。少し今日の論議とは違うと思いますが、後半はそういうことでございます。

以上です。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

ほかの委員でご意見、ご質問のおありの方はいらっしゃいますか。

どうぞ、神田委員。

○神田委員 私は個々の問題もありますけれども、きょうはそれはちょっと置いておきまして、先ほどたくさん説明をしていただきましたこの大綱に沿ってこれからいろいろ進められていくということについて、少し意見というか質問も含めてお話しさせていただきたいと思います。

この大綱の中味につきましては、消費者の視点に立ってとかりスクコミュニケーションの中で出てきた意見をその施策に生かすというような形で、非常にいいものができるなというふうに私自身は思っておりますけれども、ただこれをどうこれから進めていくかというところでいつも意見を申し上げているわけですが。

生産者、あるいは事業者の方たちが、この問題についてこういった方向についてどれだけ認識していらっしゃるのかということについて少し懸念をしていますものですから、これからそれは徐々に進めていく問題であろうかと思っておりますけれども、工程表を見ましてもそういった実際にやられていける生産者や事業者の方たちの、あるいはもしかしたらこの行政の職員の皆様も含めて、意識改革というのでしょうか、そういうところが少し見えないものですから心配になっておまして。この中でも産地におけるリスク管理を自主的にしてもらおうというようなこともありますけれども、私、今のままですと本当にリスク管理ができるのかどうかというふうに非常に思っております、なぜそんなことを言いますかと言いますと、どうしても長崎のトラフグの問題が頭にすぐ浮かぶわけですね。あれは非常に私は、今回消費者の選ぶ術もないまま出荷をするというふうに認めたということについては、非常に不満といいますか遺憾に思っているわけです。出荷するかしないかは、そこで決めることではありますけれども、こういったいわくつきのものにつきましては、そのものが安全であるかどうかということだけではなくて、そういったものについては買いたくない消費者もいるわけで、それを情報を提供する、表示をちゃんとできるということで、私たちが選ぶ術がない限りは出荷してほしいくないということも申し上げたのですけれども、そういうふうにはならなかったと。

それから、長崎のところでもそういった消費者、生産者、学識経験者を交えた委員会をやっておまして、そこでも私が今申し上げましたような出荷は無理なものではないか、今のままでは無理なものではないかというような結論だったのにも関わらず、出荷ということを決めているということは、委員会の意見を尊重されていないということですよ。

そういったことで、非常にこれから進めていくのでまだ慣れていないということもあるかもしれませんが、非常にそういった進めるところについてこの大綱ではこういうことを言っているのですけれども、実際の現場ではそういうものもあるということで心配になっています。その辺をどういうふうに考えていらっしゃるのかなと。これから、どういうふうにそういった意識改革というところを進めていくのかなということと、ホルマリンの例で申し

上げますと、例えば81年から使ってはいけないというふうな指導があったわけですが、ときどきに徹底指導をしてきたというふうに言っておりますが、でも使ってきてしまった。それが見抜けなかったということについて、行政の方でもどういうふうに受け止めていらっしゃるのか。今後、その辺がどういうふうに私たちが安心していただけるのかということで、具体的なそういったチェックの仕方と言ったら変ですが、徹底指導と言ったときに何をもちいて徹底指導と言うのかというようなことも含めまして疑問に思いますので、そういったことについてもお答えいただければと思います。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

ほかのご発言のご希望はございますか。

どうぞ、中村委員。

○中村委員 中村です。今おっしゃったことと関連するのでお聞かせいただきたいというか、1つ簡単な質問と1つ要望を差し上げたいと思うのですが。

質問は、この資料の4-2の工程表の2ページにあります輸入食品の安全の確保というところの補足でお伺いしたいのですが、今、輸入される食品に対する残留農薬等々を含めた添加物を含めたところがかなり昔から問題になっているのですが、そういうことを海外と協議をする場がどういふものがあるのかどうか、補足的にご説明いただければ助かります。国内ではなくて、国外との協議をする場がどういふものがあるかということ。それは、質問です。

それから、もう1つ要望というのには、先ほど安高委員、伊東委員もおっしゃったのですが、確かに生産者側が信頼できる規制のあり方とか指導のあり方というのには、非常に重要なことなのですが、そこで忘れてならないのは消費者の安心をするためのどういふ規制があるのか、どういふ指導があるのかということ、ぜひお忘れにならないようにしていきたいと重ねて強調したいと思うのですが、先ほど農水省、あるいは厚生労働省の方々のご説明では、非常に消費者サイドに立ったいろんな食品安全行政ということが行われる。体制は確かに整っているのですが、これらか実際にこれを実質的にやっていくかということには非常に重要なことだと思いますので、ぜひ消費者のサイドに立った、視点に立った指導、監視、強化、指導というものをぜひ徹底していただきたいということがあります。

その際重要なのは、コミュニケーションの重要性でありまして、我々コミュニケーションというものは単に一方通行的に情報が流れるということではなくて、必ず情報を受けている人たちの納得があって初めてコミュニケーションが成立すると我々は考えておりますので、ぜひ食品を食べる側、使う側の納得のいく情報公開、リスクコミュニケーションというものがあってしかるべきだと考えています。ぜひ、それは徹底していきたい。これは要望ですのでお願いいたします。

○山本分科会長 ありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。どうぞ。

○新山委員 特に政策大綱に関連して4点ほど主に意見になるかと思います

が申し上げたいと思います。

まず1つは輸入農産物、輸入食品ですけれども、今、中村委員が海外との協議についてご質問がありましたけれども、それだけでなく、原産国での取扱いのチェックということについてもお聞きしたいと思います。これは特にEUやアメリカなどは原産国の農産物の栽培管理や処理の管理などについて非常に厳しいチェックをしておりますけれども、日本はこの原産国へのチェック体制に現在どういうふうに臨んでおられるのか。この強化が必要だと思いますけれども、それをどういうふうに考えておられるのが第1点です。

それから2点目は、特に農場から食卓まで一貫した安全確保とされている中で流通処理段階のことについてです。そこで農水省と厚労省の機能分担、役割分担と連携がどのように確保されるのかということについてです。ご承知のとおり食品事故の多くを占めるものが食中毒事故ですけれども、これは大半やはり処理・加工・流通過程で起こっております。ということになりますと、その処理・加工・流通を担う事業者の安全確保体制ということが極めて重要な問題になりますけれども、このところに厚労省と農水省、それぞれどういうふうにタッチをしていかれるのかということ。それぞれ別々にHACCPをめぐる取組などが盛られておりますけれども、もっと強い連携を持たないと、現在のHACCPの、そしてその安全対策に対して、現在はHACCPの導入指導ということが中心になっておりますけれども、そういうことも含めてもっと強い連携と踏み込みをしないと十分ではないのではないかということがあります。

それから3点目ですが、危機管理についてです、これは、これまでまだ日本ではこの問題についての体制整備が十分でなくこれからの課題だと思えますし、そういう点できわめて大事だと思います。マニュアルの作成が工程表に盛られているということについては大変期待をするところなのですが、これにつきましては、やはり厚労省とマニュアルの作成自体を私は厚労省と合同でやる必要があるのではないかと思います。単に連絡網をつくるということだけではなく、実際、緊急事態が起こっているときには人間の健康に被害が生じているということになりますので、人間の健康に対する対策をどうするのか。医療関係、それから保健所体制とも連携した緊急事態対策が必要ですので、そういう点では必ず合同でつくらないと十分な対応ができないのではないかと思います。

それから4点目ですが、4点目はトレーサビリティシステムに関してです。これは、先ほど最初に安高委員からちょっとコメントがございましたが、そこから少し触れさせていただきますと、BSEに関連して消費者の牛肉消費が非常に落ちて、その回復が可能になったのはトレーサビリティではなく全頭検査だというふうにおっしゃいましたけれども、これについては私はちょっと異論がありまして。また、先ほど農水大臣に提出されました食肉流通問題検討委員会報告書でも、そのあたりをめぐるかなり議論がなされた内容が紹介されておりますが、本来的には全頭検査をして危険なものが除去されますと、そこで安全性は高いレベルで確保されるわけですけれども、やはり消費者の信頼を回復するという点ではそれだけでは実際に回復できな

かった。そのために、買い上げ事業が行われたりもしましたし、またトレーサビリティの導入はずっと後になってまだこれからですけれども、いち早くトレーサビリティの導入に関わって検討が始まったということがやはり大きな影響を与えたのではないかと考えております。

それから、そのときにトレーサビリティが信頼回復に役立ったのは、1つは経路の透明性の確保ですし、もう1つはやはり問題が起こったときの原因究明やそれから回収に備える体制ができるということであったと思います。これは実際BSEに関連してヨーロッパでも検査を漏れた肉が小売店で販売された事故がありましたし、そのときに回収体制が整備されていたということは消費者の信頼を確保する上で非常に大きかったと言われております。

それから、それとは少し違う局面になりますけれども、トレーサビリティの位置づけについて大綱での取り上げ方について少しご意見を申し上げたいと思います。大綱ではトレーサビリティは安全のところに全部入っているのですね。資料4-1の大綱では23ページから消費者の安心、信頼の確保ということで項が始まっています、24ページにトレーサビリティシステム導入普及というふうにあります。これは多分トレーサビリティについてどこか1カ所でまとめて書くという必要があったためにここに入れられていて、実際内容的にはきちんと位置づけられているとは思いますが、この安心のところに全部入れてしまいますとかなり誤解が生まれるのではないかと考えるのですね。つまりトレーサビリティの役割はその安心のためだけだというふうに、これはもう既にそういう誤解が一人歩きしているところがあります。実際に非常に多額の予算も投入されていますけれども、それは安心の確保のためでもありますけれども、リスク管理の手段として機能するという点が非常に大きいというふうに理解をしています。

その点は確かに大綱の中にもきちんと書き入れられていることで、それをもう少し外から見てわかるようにしていただいた方がいいと思います。実際、企業が現在トレーサビリティを導入している例を拝見しましても、多くはこれからの課題にもなると思うのですが、HACCPと組み合わせる形でロット単位で食品の安全確保を図っていくということに用いられておりますし、あわせて出荷したものの事故が起こったときの回収措置を講じる、あるいは原因究明を行うということにも企業は大きな役割を置いています。

これらの点が、企業が導入していく上でも中心的な課題になっておりますので、そこを明確に位置づけられるような表現にさせていただくと、トレーサビリティの役割についてより理解が進むのではないかと考えております。

以上です。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

ほかにご発言はございますでしょうか。

どうぞ、田嶋委員。

○田嶋委員 拝見しまして一国民としても大変信頼感のおけるものをお作りいただいたと思って感謝しております。しかし、この視点が、しかしと言うほど強くはないのですけれども、消費者のための安心と信頼を担保するというところに非常に大きな力点が置かれていて、これはもう当然のことだと思

いますけれども、同時に政策大綱の3番目にあります資料4-1ですけれども、その3点目にある「生産事業者による安全・安心な食品供給の促進」が、どのくらい明確にこの工程の中に入っているのかというところが少し見えづらいような気がいたしました。やはり生産者、事業者の意識改革とともに、つくってくださる方の生活も守るといいますか、そういう視点がなければこの全体のスキームがうまく動かないということが起こってくるのではないかと気がいたします。

特に私も一番最初にご発言になりました安高委員のご発言、BSEに關しまして全頭検査の方がトレーサビリティの確立よりも有効であったという、それは審議会でのご意見だったそうでありまして、それに関しましては安高委員と同じ意見であります。欧米の様子を見ましてもやはりトレーサビリティがいかに消費者の安全につながっているかということが証明といえますか、言われているようであります。全頭検査は手間もお金もかかるわけですし、ドラマティックに全部やっているんだよというふうなことを示すことは、一時的な安心にはつながっても長期的にわたる消費者の信頼を取り戻すということにはつながらないのではないかと気がいたします。

そしてもう一つ、細かいことになりますけれども、この件に關しまして資料4-2の工程表を拝見しますと、3ページ目に表示の適正化という項目がございます。これも消費者にとっては大変気になるところでありまして重要なところでありますが、ここに突然ウナギの加工品のという項目が出てくるんですね。これは恐らく熟考された上でこういう品目が上がってきたのかと思いますけれども、このような品目につきましてもどういう基準によってどのように選ばれたのかというふうなことがわかりませんと、いろいろな思惑といえますか、懸念といえますか、そういうふうなことを呼ぶことになりはしないかという気がいたします。この件に關しまして全く私は知識がありませんので的を外れた発言かもしれませんが、そのようなことを感じました。

以上でございます。

○山本分科会長 ほかにご発言はございますか。

どうぞ、大木委員。

○大木委員 私も今回の施策は信頼の持てるものだというふうには思うのですけれども、ぜひこれを実行していただきたいと思っておりますけれども、この資料4-2のところで、生産者に対して生産資材、これを適正に使っているかどうかというのを随時厳しくチェックをしていくということ、これは非常にいいことだとは思っておりますけれども、町で八百屋さんとかを見ると非常に立派なものばかりが出ていますよね。それで、果たして生産者は決められたものできちんと守って安全なものを提供したいという意識でやっていたとしても、今まで以上にそういう意識を持ったとしても、例えばそれを生産したものを買う側というのは流通でしょうか。そこが、「いやあ、こんな見栄えのしないものだったら、これを使えばもっといいものができるのではないかと。ちょっと使っていいものを出してくださいよ」というふうな、もしもそういうことがあるかどうかわからないのですけれども、そういう言葉があっ

た場合、生産者だけのチェックだけのものなのか、それとも流通にもそういう意識をちゃんと持ってそうではないんですよということをきちんと言ってもらえるのかどうか。

そうでないと、生産者だけが責任を持ってというか、流通の人は責める一方というふうになってしまうようなことも起きはしないかという本当に素朴な質問で、こういうことがあるかどうかもわからないで質問をさせていただいているのですけれども、そういう場合の流通に対する監視というのですか、それから罰則みたいなものというのはどういう感じにこれからなるのでしょうか。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

ほかにご質問、ご意見ございますか。どうぞ。

○新山委員 すみません。ちょっと一言追加させてください。

トレーサビリティについて申し上げた点に関してですが、リスク管理の手段としての位置づけの明確化ということを申しましたが、それに関連しては、食品衛生法の改正に実質的にトレーサビリティに当たる事項が盛り込まれました。先ほどご説明は省かれましたが。

つまり、仕入れ先などの記録措置ということですが、それともうまく連携するような形で取り上げていただくといえますか、表現していただくことが大事なのではないかと思えます。

○山本分科会長 それでは、非常に多岐にわたるご質問、あるいはご意見、ご要望が出されて、私の方も十分整理ができない。私の方から特に整理はいたしませんので、各事務局サイドにおかれましては、なるべく遺漏ない形でご質問に対してお答えいただきたいと思えます。

まず、恐縮ですが農水省サイドから適宜仕分けをしてご回答いただきたいと思えますが。

○消費・安全局長 それでは、消費・安全局長としまして、一応網羅的になるべく答弁漏れがないように留意しながら申し上げます。後でまたそれぞれの担当課長から専門的なところを補足させますので、よろしく願い申し上げます。

まず最初に、伊東文佑委員の方から食品メーカーとして原料段階において、つまり生産現場においてきっちり残留農薬等についての守られたものをしっかりしてほしいとのご要望でございました。

私ども生産現場においてきっちり投入資材がルールどおりに使われるようにということで、今回の組織改正で地方組織が相当充実をされましたので、きっちりマニュアルをつくってそういったことが大事だということを、まず取り締まる前にまずは情報提供して生産者の人たちにも意識をきちんとしてもらった上で、その次にルール違反はルール違反として対処していきたいというふうに思っております。なかなか、これが生産現場まで意識が浸透するのは多少時間がかかるかと思えますけれども、組織改革の目玉でありますのできちんとして対応したいというふうに思えます。

それから、神田委員の方から、意識改革、生産者の方、事業者の方も含めて意識改革をきちんとしてもらわなければ困ると。それをどういうふうに行

政としても懲慥していくのかというふうなこと。それから、長崎のトラフグの例を挙げましてお話がございました。長崎のホルマリンがトラフグに使用された件につきましては、私ども大変遺憾なことだというふうに思っております。これは水産庁の方が行政を指導したというだけではなくて、養殖業者の団体としても自ら使わないということを決定されていた。それにも関わらず生産現場で相当数のホルマリンが使われていたということでもありますので、今回、長崎県においては一定の措置をした。つまり、ほかの使用されたものと使用されないものを区別するようなそういう個体識別の措置をとった上で、出荷停止を解除するというふうなことが決定をされましたけれども、まず第一に私どもはやはりここは消費者の人たちの信頼を裏切ったということが現にあるわけですから、それは大変残念なことだというふうに思っております。

また、これから、消費者の安心と信頼をできるだけ損なわないように、それから、実際にルールとして自分たちで決めたことを守っておられたトラフグ業者の方への風評被害など不当な不利益が生じないようにというふうなことを含めまして、万全の措置を現地においてとっていただく必要があるというふうに思っております。

意識改革は、これは一つの例でありますけれども、今回の組織改革が本当に実を結ぶかどうかということ、一つは消費者の人たち、国民の方々から我々の組織が所期の目的どおり機能しているという、そういう評価をいただくことだというふうに思っております。7月1日に私もこのポストに就きましたけれども、職員を集めて最初のあいさつで申し上げたことは、第一のポイントは、消費者の人たちがどう考えるかということを政策判断の基準にしてほしい。迷うことがあったら、それは原点に戻れと。原点というのは今回の組織のポイントは、消費者の視点に立って国民の健康保護を第一にしていくということなので、そこに戻って物事を考えるようにということも徹底してやるように指示をいたしました。

心構えとしては私どもこの意識が職員の隅々まで伝わったというふうに、あるいはこれからも繰り返し機会があるごとにそういうことを常に頭の中に置いて仕事をするようにというふうにしていかなくてはいけないと思っておりますが、どれだけ気持ちがかもっているかは言葉で言うよりも見ていただくしかもうないと思いますので、これ以上申し上げません。私としては、今回の組織改革のポイントはそこにあるというふうに思って、それだけ申し上げさせていたいただきたいと思っております。

それから、中村委員の方から、海外輸入食品の安全確保との関係で、海外との協議の場があるかどうか。これはむしろ食品として輸入される場合は厚生労働省さんの方かと思っておりますけれども、私どもの知り得る範囲で申し上げますと、1つは世界的には食品添加物とか残留農薬の基準とかの動きというのは、コーデックスの基準というのがだんだんとグローバルスタンダードになりつつある。もちろんそれぞれの主権国家として国内の基準が別途定められている場合も多いわけでありましてけれども、世の中の動き、世界的なコーデックスの動きがどうなっているかということに常に留意をしながら対応し

ていくということが基本ではないかというふうに思います。

それから、これまで情報収集が必ずしも十分ではありませんでしたので、我々の政府組織のカウンターパート、それぞれの国の役所なりがどういう情報を発信しているかというようなことには、今回組織の中で国際室というものも消費・安全政策課の中に設けておりますが、情報収集がまず第一歩でありますので注意をしていきたいというふうに思います。

それから、新山委員の方から幾つかの点がございます。最初のポイントとして原産国での取扱い、相手の国でのチェック体制はどうなっているかということでありますが、輸入する農産物について相手の国でどういう生産過程でどういうものが使われているかということは情報収集としてやることはぜひ努力をしていきたいというふうに思っておりますけれども、そこを越えてこういうふうにするべきだということまで相手方の国内の政策にいろいろ言うというのは、これは主権国家として問題があるかというふうに思います。むしろどういうことが使われているかというのは情報はちゃんと取る。それから日本に入るかどうかという点でいけば、それは日本の国内のルールでもって水際でチェックをしていくということが、その次に取られるべきものではないかなというふうに思います。もし、私の理解が違っておりましたら後でご意見いただければと思います。

2点目の連携確保、特に処理なり流通段階で、その単にHACCPとかということだけではなくて、もう少しいろいろなことを厚生労働省と連携してやるべきではないかというご意見でございました。私ども具体的に何をというところまで思い至りませんので、むしろ具体的なご提案をぜひお聞かせいただきたい。この場でなくても結構ですがお聞かせいただきたいというふうに思います。

総論としましては、今回地方組織が充実しましたので、県でありますと県の中の保健衛生部局、それから保健所なども私どもの地方農政事務所、ぜひこちらから出向いていろいろな日常の業務について漏れないように、また連携できるように、こちらから出向いてきちっとした連携体制を取るようにという指示はいたしております。

危機管理について、危機管理のためのいろんなマニュアルづくり等において厚生労働省と連携等の作業すべきだというのは仰せのとおりかと思えます。できるだけそのように厚生労働省とも相談をしながらやっていきたいというふうに思います。

田嶋委員の方からいろいろなご意見をいただいた中で、一つ個別具体的に表示の適正化の中でウナギについて云々というのがございました。これは実は表示のチェックを周年的に現場でやらせているわけです。ただ、そういう通常のルーティンのチェックのほかに、季節的に例えばウナギですと夏の土用の丑の日の前後に消費がふえるものですから、言葉が適切かどうかは別としまして話題性というか、その時期に消費が伸びるようなものについて、あるいは消費者の方々も関心が高いものについてきちっとやっていますよということをするために、特別調査として今回7月から私どもの組織は発足しましたので、ウナギを取り上げて特別の調査をしたということでもあります。これ

は何もウナギだけを狙ったわけではございません。季節、季節において必要なものを重点的にやっていきたいというふうに思っております。

それから、大木委員から、この農薬の使用等について流通業者の人たちもきちっと意識改革をするようにというふうなご意見でございました。農薬取締法上、そういったそそのかしという言葉が適切かどうか知りません。何かをルール違反のことを強要することをとらえて即罰則というのではないかと思えますけれども、そういうことがあれば、むしろ消費者の人たちが求めているものにきちっと生産がこたえていくというのが、長い目で見てビジネスとしても安定的に発展をすることだと、目先のことだけではないということは折に触れて意識改革をするように情報提供なり私どももいろんな場で意見交換をする際に申し上げたいと思えますし、ぜひ消費者の方々からもそういうことを情報発信をしていただく。役所が言うよりもむしろ消費者の方々がこのことを本当に望んでいるんだということもまた言っていただければというふうに思います。

駆け足で申し上げましたので、少し飛ばしたところがあるかと思えますけれども、まともし抜けておりましたら後でご説明をさせていただきます。

○山本分科会長 局長の方から大分、ほぼ各論点につきましてご回答があったと思いますが、農水省サイドでなお補足がございましたらお願いいたします。

○消費・安全局審議官 トレーサビリティとか残留農薬のモニタリング調査につきまして、お答えさせていただきます。

まずトレーサビリティにつきまして、新山委員から大綱での位置づけにつきましてご意見がございました。実は大綱を検討する過程で、トレーサビリティをどう位置づけるかというのはいろいろ議論いたしました。ただ、トレーサビリティにつきましては、おっしゃられるように問題が起きたときに回収したり原因究明ができるという意味で、リスク管理として非常に有効な手段であるということは大事な点だと思っております。一方でトレーサビリティを導入しさえすれば安全性が確保できるという考え方も結構広がっているものですから、むしろそういう形で誤解をされるのも問題ではないかということで、重複して記載しないため、安心の方に位置づけ、内容の説明としてリスク管理の手法として非常に大事なものだということをしっかり書いたわけでございます。

また、トレーサビリティをどういうふうに進めるか、あるいはどういう内容にしていくのかというのは、現在いろんな品目ごとにどう進めるかということは、事業者の方でいろいろ実証事業をしていただいたり、あるいは昨年度もそうでございますけれども、農林水産省としてガイドラインの検討をしていただいたというような、ガイドラインを策定したりという形で進めているわけでございますが、安高委員がおっしゃられましたように、どういう仕組みがいいのか、あるいはどういう情報を、例えば消費者に伝えるのがいいのかといったようなことにつきましては、この工程表の3ページのトレーサビリティのところに書いてございますけれども、関係者の方からいろいろ意見を聞いたり、あるいは実態調査などもしながらよりいい形で進められるよ

うにしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、残留農薬の関係のモニタリングの件でございます。2ページ目に輸入食品の安全の確保のところモニタリング調査のことが載っております。これにつきまして厚生労働省との関係などにつきましてのご質問がございました。実は食品についての残留農薬基準がクリアされているかどうかにつきましては、厚生労働省の問題でございます。ただ、農林水産省としましては事業者の方が、原料として使う場合にどういう農薬が残留しているのかというようなことを全部チェックするのは大変でございますので、比較的国内で使われている農薬、あるいは日本で登録されていなくても海外で結構使われているような農薬につきまして、独立行政法人消費技術センターで検査をしてもらい、その結果を公表することによりまして、輸入業者あるいは事業者の方が使うときに使いやすいように、あるいは消費者の方に安心していただくということも含めましてモニタリング調査をしております。そして、万が一、残留農薬基準をオーバーしたものが出てきたものにつきましては、直ちに厚生労働省にご連絡をしまして必要な措置をとっていただくということにしているところでございます。

○山本分科会長 では、簡潔にお願いいたします。

○消費・安全局参事官 ただいまご説明ありました残留基準のつくり方なりなんなりでございますけれども、これは厚生労働省からもご説明あるかと思いますが、やはり農薬をきちんと使うために実際に現場で農家がまく条件、これでもってきちんと使えないといけない。要するに1週間前までなら大丈夫だけど、実際、農家の気持ちとしては連日収穫するので毎日使えるような登録をしてほしいと。そういうようなものである場合には、使いにくいような形の登録というのは通常はやらないように、それは、農薬検査所の検査なり何なりの中でやっているわけです。

ですから、極端なことを申しますと、通常の使用方で使って、それでもって残留基準をオーバーしないような形で考えていくというのが基本ですので、厚生労働省が市場から抜いているもので見たときに、登録された農薬について見ると違反率が極めて低いというのは、基本的には農家が通常のやり方でまいた場合には違反にならないような形でできるだけ登録をするという、それが基本にあるからでございます。

昨年来問題になりましたようなものは、そもそも無登録のものが問題になっているわけですから、そのことの使用自体で直ちに違法でございますので、通常の農薬を使用している場合の場面とはちょっと問題が異なるということでございます。もちろん、今後も先ほど安高委員からもお話があったような登録のやり方の工夫とかそういうものは今後も必要であるということはお指摘のとおりです。

以上です。

○山本分科会長 それでは、引き続き厚生労働省側からも回答、あるいはコメントをお願いしたいと思います。時間がかかり限られていますので、恐縮ですが簡潔にお願いいたします。

○食品安全部企画情報課長 なるべく重複しないようにご説明いたします。

伊東委員から予防的な観点という言葉で、消費者団体と厚生労働省との間で認識のギャップがないかどうかというのがございました。

今回、法律改正に当たりまして予防という言葉を使うかどうかはいろいろな議論をいたしました。よくいわれますE U規則に予防原則と書いてあるものは、必ずしも概念がはっきりしないということがわかったわけで、いろいろなデータがそろっていれば今回導入しましたように、例えば健康食品についても被害の発生が非常に濃厚であるという場合には事前の販売禁止という措置も含みますし、それに至らないけれども情報提供は必要だという場合には、これは法外の措置として昨年来お断りした上で、つまり科学的因果関係がはっきりしていないという前提ではあるけれども、医療機関からこういう報告があったという形で、数日前にもアマメシバという健康食品の一種につきましてそういう対応をしております。いろいろな対応があるということで、今回法律には一義的には入れておりませんが、予防の考え方について、私は消費者団体と国との間で認識にギャップはないと考えております。

ただ、いろんなやり方がございますので、リスクコミュニケーションの一環としていろいろ工夫をしていきたいと考えております。

それから、中村委員からございました海外との間で輸入食品の残留農薬について協議の場があるかというご質問ですが、私どもE U、アメリカとは毎年いろいろな事項について話し合う機会、日本からも輸出も含めましていろいろな話合いの機会を持っております。

また個別には昨年の中国産の冷凍ハウレンソウの問題がありましたように、今回、包括的な輸入禁止措置を、食品衛生法の改正により導入いたしましたので、それに基づきまして原産地であります中国等の衛生管理体制につきましては、これは2国間の協議の場として、局長クラスで既に数回持っております。何か問題が起きれば2国間でも協議をする姿勢を持っているところでございます。

それから、新山委員からのご質問ですが、先ほどの答とやや重複しますが、例えば流通段階の農水省と厚生労働省の連携ということがございますが、先ほど私触れましたように、各自治体にも食品衛生監視指導計画というのをそれぞれつくっていただく。この中で厚生労働大臣が示す基本指針の中で生産段階との連携と、各県におきましても農水関係部局、衛生部局がございまして、計画をつくる段階からどういう形で、例えば食品の検査につきましても両部局の対応を組み合わせていくのかという議論はこれから是非していただきたいと考えております。

H A C C Pにつきましても、農水省と共管のH A C C P支援法という法律がございまして、承認基準、あるいは承認そのものにつきましては厚生労働省の所管でございまして、実際にきちんとしたシステムをどんどん入れていただくという方向性につきましては、農水省ともこれまで以上に協力をしていきたいというふうに考えております。

最後に、新山委員からご質問ありました、食品衛生法にも一部入れましたトレーサビリティですが、これは各事業者に、残念ながら法律上の義務まで至っておりませんが、努力義務という形で、できるだけ流通の各段階で記録

を保存していただく。そういたしますと、万が一、食中毒事故等起きた場合には行政の求めに応じまして、任意ではございますけれども、関係の記録を提出していただきますと、できるだけフードチェーンの川上の段階で原因が明らかになることにより被害の拡大等が防止できると考えております。

それから、危機管理の問題では、全般的な食にまつわる危機管理の方針は、食品安全委員会が決めることと承知しております。また、個別の、特に食中毒の発生は初動体制が大変重要でございます。まず、原因が何かということとか、あるいは当面患者が発生した場合の医療体制の確保、こういうものは従来から厚生労働省として食中毒危機管理マニュアルは持っておりますが、今回、食の安全行政で各省の連携強化が求められており、例えば農水省さんのマニュアルとの連携ということにもこれから意を用いていきたいと考えております。以上でございます。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

まだ、ご発言のご希望もおありと思っておりますけれども予定の時間がまいりましたので、次回にさらにご発言いただくということで、本日はお許しいただきたいと思っております。

最後の議題といたしまして、今後の分科会の運営につきまして事務局の方から案をお示しいただきたいと思っております。

○消費・政策安全課長 それでは、分科会及び家畜衛生部会の審議スケジュールにつきましては次のように考えております。

まず本日、第1回消費・安全分科会におきまして家畜衛生部会設置のご了承が得られましたことから、9月中を目途に第1回の家畜衛生部会を開催いたしまして、必要に応じましてこの部会内にさらに専門的な各疾病別の小委員会などを設けまして、専門的事項について調査・ご審議いただこうと思っております。

また、第2回の消費・安全分科会を、年度内に時期を見て開催いたしまして、先ほども出ておりましたが、部会からのご報告等いただいております。このほか委員の皆様方には、今後、関係資料等を提供したいと考えているところでございます。

事務局の希望としては以上でございます。

○山本分科会長 審議のスケジュールにつきましての事務局案につきまして、そのようなスケジュールでよろしいかどうか、お諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

特にご異議がないようですので、そういうことにさせていただきたいと思っております。

ただいまの案にございましたように、第2回の消費・安全分科会につきましては、開催時期は年度内に時期を見て行うということでございましたので、日程につきましては、その際に改めて調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日は時間を超過してご熱心に討議していただきまして、大変ありがとうございました。これにて閉会とさせていただきます。